一 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平

経済産業省成二十年財務 省告示第二号)金融 庁

改	
目次	目次
第一章~第六章の三 (略)	第一章~第六章の三 (略)
第七章 マーケット・リスク	第七章 マーケット・リスク
第一節~第六節 (略)	第一節~第六節 (略)
第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例	(新設)
(第二百八十五条の十四)	
第八章 オペレーショナル・リスク(第二百八十六条―第三百三条	第八章 オペレーショナル・リスク(第二百八十六条―第三百三条
<u>) </u>	<u>) </u>
附則	附則
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
号に定めるところによる。	号に定めるところによる。
一~七 (略)	一~七 (略)
八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。	八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。
イ (略)	イ (略)
ロ 金融機関のTier1資本の額に算入される資本調達手段と	ロ 金融機関のTier1資本の額 <u>又は基本的項目</u> に算入される
同様の仕組みの金融商品	資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

九~七十七 (略)

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 (略)

- 2 第二条第一号の算式において、普通株式等 Tierl資本に係る 調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 次に掲げる額の合計額

イ~へ (略)

ト 退職給付に係る資産の額

二~七 (略)

3 • 4 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法) 第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第 五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る 調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。)のうち金融 機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若 しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定め る自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第百三十六条第二項 第三号イにおいて同じ。)の適用を受ける者をいう。以下この号 ハ・ニ (略)

九~七十七 (略)

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 (略)

- 2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る 調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 次に掲げる額の合計額

イ~へ (略)

ト 前払年金費用の額

二~七 (略)

3 • 4 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

- 第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第 五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
 - 一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る 調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。)のうち金融 機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若 しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける者を いう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通株式

において同じ。)の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額<u>に相当</u> する額に七パーセントを乗じて得た額

- ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に 関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条各号の算式の 分母の額に<u>相当する額に</u>関連するものの額をいう。)に七パー セントを乗じて得た額
- 二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整

等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)のうち当該特定連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

- イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額<u>(当該特定連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。口において同じ。)</u>に七パーセントを乗じて得た額
- ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に 関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条各号の算式の 分母の額に関連するものの額をいう。)に七パーセントを乗じ て得た額
- 二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tierl資本に係る調整

後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当T ierl資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1 資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通 株式等Tierl資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式 におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額(第十八条第 一項第四号に掲げる額を除く。)の合計額に相当する額をいう。 以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等 である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債 の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上され る部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。) をいう。以下この号において同じ。) のうち次に掲げる額のいず れか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法 人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を 単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう 。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる 額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額<u>に相当する</u> 額に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連 するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額

後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当T ierl資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier 1 資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通 株式等Tierl資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式 におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額(第十八条第 一項第四号に掲げる額を除く。)の合計額をいい、当該連結子法 人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する 額とする。以下この項において同じ。) のうち当該連結子法人等 の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表の純資産の 部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債とし て計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零 とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げ る額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合 (連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎 項目の額を単体Tierl資本に係る基礎項目の額で除して得た 割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四 号に掲げる額を控除した額とする。

- イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額<u>(当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。口において同じ。)</u>に八・五パーセントを乗じて得た額
- ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連 するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額

に<u>相当する額に</u>関連するものの額をいう。) に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株 主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本 に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎 項目の額(連結子法人等の単体Tierl資本に係る基礎項目の 額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎 項目の額(第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。)の合計額 に相当する額をいう。以下この号において同じ。)のうち当該連 結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結貸借対照表 の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又 は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあ っては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のう ち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持 分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基 礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割 合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号 及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額<u>に相当する</u> 額に十・五パーセントを乗じて得た額 に関連するものの額をいう。) に八・五パーセントを乗じて得 た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株 主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本 に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎 項目の額(連結子法人等の単体Tierl資本に係る基礎項目の 額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎 項目の額(第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。)の合計額 をいい、当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっ ては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。)の うち当該連結子法人等の親法人等である商工組合中央金庫の連結 貸借対昭表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数 株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回 る場合にあっては、零とする。) をいう。以下この号において同 じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係 る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資 本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除 して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第 一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除し た額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額<u>(当該連結子法人等が商工組合中央金庫以外の場合にあっては、これに相当</u>する額とする。ロにおいて同じ。)に十・五パーセントを乗

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連 するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額 に<u>相当する額に</u>関連するものの額をいう。)に十・五パーセン トを乗じて得た額

$2 \sim 5$ (略)

- 6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号 に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tierl資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。以下この条において同じ。)、その他Tierl資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に

じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連 するものの額(当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額 に関連するものの額をいう。)に十・五パーセントを乗じて得 た額

$2 \sim 5$ (略)

- 6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号 に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通株式(みなし普通株式(普通株式、その他Tierl資本調達手段又はTierl資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。)をいう。)を含む。以

適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の 基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するもの に相当するものに限る。以下この条及び第十条第二項第一号へに おいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融 機関等が意図的に商工組合中央金庫又は連結子法人等の普通株式 、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を 保有していると認められる場合(商工組合中央金庫若しくは連結 子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資 その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相 当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)にお ける当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号に おいて「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手 段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。

- 二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1 資本調達手段に相当するものの額とする。
- 三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。
- 7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号 に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1 資本調達手段に<u>該当</u>するものの額とする。
- 三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。
- 7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号 に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の 額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中央 金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及 び第十一項において同じ。) の対象資本調達手段を商工組合中央 金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等 に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫 又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認め られる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除 く。) における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項 において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。) から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げ る額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の 合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を 控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう 。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保 有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式 に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で 除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
- 二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Ti er1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係 るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資 本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するもの
- 一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の 額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中央 金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及 び第十一項において同じ。)の対象資本調達手段を商工組合中央 金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等 に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫 又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認め られる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除 く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項 において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。) から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げ る額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の 合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を 控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう 。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普诵株式保 有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式 に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で 除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
- 二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Ti er1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係 るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資 本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するもの

の額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合 をいう。)を乗じて得た額とする。

- 三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
- 8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ~ニ (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本 調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう

- の額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合 をいう。)を乗じて得た額とする。
- 三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に<u>該当</u>するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
- 8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者<u>又はこれに準ずる外国の者</u>をいう。)の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ~ニ (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本 調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

- 9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超 過額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相 当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条 第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号 までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得 た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当 該額が零を下回る場合には、零とする。)
 - 二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零 を下回る場合には、零とする。)

三 (略)

- 10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準 | 10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準 対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライ ツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。第三号において同じ。)をいう。以下この号において同じ 。)の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう 。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五パーセン ト基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第

ちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

- 9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超 過額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該 当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条 第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号 までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得 た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当 該額が零を下回る場合には、零とする。)
 - 二 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの に限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除し た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 (略)

- 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準 対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するもの、無形固定資産(モーゲージ・サー ビシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。)及び 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ 。)をいう。以下この号において同じ。)の額から第五条第二項 第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ 。)から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号

一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除 した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除し て得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には 、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、そ の他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当す るものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に 係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ラ イツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合 を乗じて得た額

三 (略)

11・12 (略)

13 第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号ロに掲げ | 13 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲 る額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連す る繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く 。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰り 延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺 することができる。

一•一 (略)

(略) 14

に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げ る額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを 乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除 した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次 号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象 資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号 に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象 額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対 象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11・12 (略)

げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連 する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除 く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる 繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相 殺することができる。

一•一 (略)

(略) 14

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算 出することを要しない。
 - 一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入 しない場合 次に定めるもの

イ~ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産 (のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び<u>退職給付に係る資産</u>のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tierl資本に係る調整項目の額、その他Tierl資本に係る調整項目の額又はTierl資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等 (規則第十八条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一項又は第二百五十三条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算 出することを要しない。
 - 一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入 しない場合 次に定めるもの

イ~ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び<u>前払年金費用</u>のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tierl資本に係る調整項目の額、その他Tierl資本に係る調整項目の額又はTierl資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号<u>イから卜まで</u>に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第十八条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百五十三条の三第一項又は第二百五十三条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)

- 三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式に マーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定 めるもの並びに商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定 取引等に係る資産
- 3 (略)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 (略)

- 2 (略)
- 3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)(以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tierl資本調達手段又はTier2資本調達手段の

- 三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式に マーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号<u>イからトまで</u>に定めるもの並びに商工組合中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産
- 3 (略)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 (略)

2 (略)

- 3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第 二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)(以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通株式(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(

いずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。以下この 条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当する もの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金 融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用され る経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準にお いて単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当す るものに限る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ 。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意 図的に商工組合中央金庫の普通株式、その他Tierl資本調達 手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場 合(商工組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する 投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合 に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。) における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三 号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調 達手段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。

- 二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。
- 三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に

規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適 用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基 準において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当 するものを構成するものに限る。)をいう。)を含む。以下この 条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段又はTie r 2 資本調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へに おいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融 機関等が意図的に商工組合中央金庫の普通株式、その他Tier 1 資本調達手段又はTier2 資本調達手段を保有していると認 められる場合(商工組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人 等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有し ている場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合 を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次 号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の 対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの 額とする。

- 二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。
- 三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に

相当するものの額とする。

- 4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式 の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中 央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項におい て同じ。) の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有してい る場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じ て商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認 められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を 除く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この 項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲 げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額 の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。) を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をい う。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式 保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普诵株 式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額 で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
- 二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に

該当するものの額とする。

- 4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
 - 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式 の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中 央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項におい て同じ。) の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有してい る場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じ て商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認 められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を 除く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この 項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲 げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額 の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。) を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をい う。次号及び第三号において同じ。) に少数出資に係る普通株式 保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普诵株 式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額 で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
 - 二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に

係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象 資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に<u>相当</u>するも のの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割 合をいう。)を乗じて得た額とする。

- 三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
- 5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に 定めるところにより算出した額とする。

係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象 資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に<u>該当</u>するも のの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割 合をいう。)を乗じて得た額とする。

- 三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に<u>該当</u>するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。
- 5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に 定めるところにより算出した額とする。
- 一 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額は、その他金融機関等(商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。)の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tierl資本調達手段に該当するものの額とする。

- 二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本 調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。
- 6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に<u>相</u> 当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第十七 条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四 号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて 得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- 二 <u>モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産</u>の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 (略)

- 7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基 準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準 対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に<u>相当</u>するもの、<u>モーゲージ・サービシング・ライ</u> <u>ツに係る無形固定資産</u>及び繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。第三号において同じ。)をいう。以下この号において同じ 。)の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をい

- 二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本 調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう ちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。
- 6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に<u>該</u> 当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第十七 条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四 号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて 得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
 - 二 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの に限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除し た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 (略)

- 7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基 準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準 対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に<u>該当</u>するもの、<u>無形固定資産(モーゲージ・サー ビシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。)</u>及び 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ 。)をいう。以下この号において同じ。)の額から第十七条第二

う。以下この項において同じ。) から特定項目に係る十五パーセ ント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項 第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控 除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除 して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合に は、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当 するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目 に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ラ イツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合 を乗じて得た額

(略)

8 · 9 (略)

げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連 する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除 く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる 繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相 殺することができる。

項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同 じ。)から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各 号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲 げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセント を乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控 除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。 次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対 象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対 象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対 象額で除して得た割合を乗じて得た額

(略)

8 · 9 (略)

10 第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号ロに掲 | 10 第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号ロに 掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関 連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を 除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げ る繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を 相殺することができる。

一•一 (略)

11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算 出することを要しない。
 - 一 (略)
 - 二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマー ケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるも の及び特定取引勘定の資産
 - 三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式 にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に 定めるもの及び商工組合中央金庫における特定取引等に係る資産

四 (略)

(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額 | 第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額 の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める ものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計 額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の

11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算 出することを要しない。
 - 一 (略)
 - 二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマー ケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトま でに定めるもの及び特定取引勘定の資産
 - 三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式 にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イ からトまでに定めるもの及び商工組合中央金庫における特定取引 等に係る資産

四 (略)

(略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める ものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計 額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(本支店間の 取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

- 一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)
- 二 特定取引勘定を設けていない場合 商工組合中央金庫における 特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び 負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引 又は財産<u>(第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二</u> <u>項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該</u> 当する部分を除く。)

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リ

取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

- 一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並び に特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・ リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債 以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は 財産
- 二 特定取引勘定を設けていない場合 商工組合中央金庫における 特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び 負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引 又は財産

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リ

スク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。 ただし、<u>第六節</u>においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方 法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする

- 一 <u>次節</u>に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定める オフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長 期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第六十条及び 第二百二十九条から第二百三十五条までの規定により算出された 信用リスク・アセットの額の合計額
- 二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額 をハパーセントで除して得た額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(期待エクスポージャー方式)

スク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。 ただし、<u>第五節</u>においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方 法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする

- 一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第六十条及び第二百二十九条から第二百三十五条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額
- 二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準 (金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。) の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十九条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EEτωの算出において、当該担保による効果を勘案したEEτωを用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6~13 (略)

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス ク・アセットの額の算出方法の特例)

第百二十条の二 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて

第五十九条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EEixの算出において、当該担保の効果を勘案したEEixを用いることにより同項第二号に規定する実効EPEを計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6~13 (略)

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百二十条の二 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて

、与信相当額の算出に第五十九条に定める期待エクスポージャー方 式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係 る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該 信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

RWA*=RWA $\times \sqrt{\frac{10}{10}}$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額 RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tm は、第五十九条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百三十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 (略)
- 二 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的手法を適用する部分につき、第二十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、<u>同項中</u>「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替える

、与信相当額の算出に第五十九条に定める期待エクスポージャー方 式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係 る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該 信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

RWA*=RWA $\times \sqrt{(Tm/10)}$

RWA*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額Tmは、第五十九条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

- 第百三十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信 用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をい う。
 - 一 (略)
 - 二 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的手法 を適用する部分につき、第二十五条第一項(第一号に係る部分に 限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した 信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、<u>同条中</u> 「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替える

ものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額 をハパーセントで除して得た額

四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額) 第百三十四条 (略)

2 · 3 (略)

4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EADをいう。)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十四号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

ものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額) 第百三十四条 (略)

2 · 3 (略)

4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十四号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5 (略)

- 6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EADをいう。)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。(表略)
- 7 第百十七条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用

5 (略)

6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百九十六条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第百十七条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、第一項及び<u>第三項</u>において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク

リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブの EAD に千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十六条 (略)

- 2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。
 - 一•二 (略)
 - 三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十 一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法 第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のう ち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバテ ィブを業として行っている者であり、かつ、次に掲げる条件の全 てを満たすこと。
 - イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3以上であること。

ロ・ハ (略)

・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブの EAD に千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十六条 (略)

- 2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。
- 一•二 (略)
- 三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次に掲げる条件の全てを満たすこと。
 - イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準<u>(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)</u>の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3以上であること。

ロ・ハ (略)

四~九 (略)

3 • 4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百三十九条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合であって、当該 EAD の算出に当たって第五十九条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る。) に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることができる。

掛目= $\sqrt{(Tm/10)}$

Tm は、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

四~九 (略)

3 • 4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百三十九条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合であって、当該 EAD の算出に当たって第五十九条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることができる。

掛け目= $\sqrt{(Tm/10)}$

Tm は、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

第百六十一条 (略)

2 第百三十四条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産 の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(<u>EAD</u> をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

- 第百六十一条の二 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては、第百三十四条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。
- 2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五 十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以 外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を 上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リス ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百六十一条の三 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫

第百六十一条 (略)

2 第百三十四条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産 の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD))に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

- 第百六十一条の二 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては、第百三十四条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に千二百五十パーセントを乗じた額とする。
- 2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五 十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以 外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を 上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リス ク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に千二 百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百六十一条の三 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫

にあっては、第百三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(標準的リスク測定方式による CVAリスク相当額)

第二百五十三条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)とする。

(算式略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の EAD folal (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの EA Diotal とすることができる。

掛目= $\sqrt{\text{Tm}/10}$

Tm は、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セ

にあっては、第百三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等T i e r 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(標準的リスク測定方式による CVAリスク相当額)

第二百五十三条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)に十二・五を乗じて得た額とする。

(算式略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の EAD iotal (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セットの E AD iotal とすることができる。

掛け目= $\sqrt{(Tm/10)}$

Tm は、第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セッ

ット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営 | 業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み 替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

リスク相当額は、第二百五十五条の承認を受けて用いる内部モデル に基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一•一 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット) 第二百五十三条の八(略)

- 2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号 2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号 に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (Kcm) に十二・五を 乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。
- 一 所要自己資本額 (Kcm) は次の算式を用いて算出する。 【算式①を挿入】
 - K*cm は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額(第八号及び第九号において同じ。)
 - Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数(第八) 号及び第九号において同じ。)

ト 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日 」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替える ものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百五十三条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA|第二百五十三条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA リスク相当額は、第二百五十五条の承認を受けて用いる内部モデル に基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額 とする。

一•一 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット) 第二百五十三条の八 (略)

- に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Kcm)に十二・五を 乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。
- 一 所要自己資本額 (Kcm) は次の算式を用いて算出する。

【算式①を挿入】

K*cm は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額(第 八号及び第九号において同じ。)

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数(第八号 及び第九号において同じ。)

- DF は、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した清 算基金の額
- DFccr は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に先立ち負担するものの額
- EBRMiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに 対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した 当初証拠金の額を加えた額
- IM: は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金(第九号において同じ。)
- DF_i は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金
- A_{Net.i} は、直接清算参加者 i に対する EBRM_i の額 (第八号及び第 九号において同じ。)
- ANet,1 は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対 するエクスポージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号 において同じ。)
- ANet,2 は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対 するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及 び第九号において同じ。)
- <u>∑</u> A_{Net.i} は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に 対するエクスポージャーの額の合計額(第八号及び第九号において同じ。)

DFは、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した清算 基金の額

DFccr は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類する ものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に 生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に 先立ち負担するものの額

EBRM: は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM: は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金(第九号において同じ。)

DF_i は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

 $A_{\text{Net,i}}$ は、直接清算参加者 i に対する $EBRM_i$ の額(第八号及び第九号において同じ。)

A_{Net,1} は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対す <u>るエクスポージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号におい</u> て同じ。)

ANet,2 は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対す <u>るエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及び第九</u> <u>号において同じ。)</u>

∑ A_{Net.i} は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対 するエクスポージャーの額の合計額(第八号及び第九号において同 じ。)

二•三 (略)

<u>四</u> 前号の場合において、第五十七条第三項第二号のネットのアド オンについては、次の算式を用いる。

【算式②を挿入】

五・六(略)

- 七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 DF_{CCP} が当該区分ごとに分別管理されてV ないときは、当該区分ごとの DF_{CCP} は Σ $A_{Net,i}$ の額の割合に応じた額とする。
- 八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の 合計額(DFcM)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所 要自己資本額(KcM)を算出することを要する。

【算式③を挿入】

DF*は、当該適格中央清算機関に対する商工組合中央金庫の未拠 出の清算基金の額

DF*は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合 計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{CM}) を計算することを要する。

【算式④を挿入】

IM は、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した当 初証拠金の額

二•三 (略)

<u>四</u> 前号の場合において、第五十七条第三項第二号のネットのアド オンについては、次の算式を用いる。

【算式②を挿入】

五・六 (略)

- 七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 DF_{CCP} が当該区分ごとに分別管理されてNない場合は、当該区分ごとの DF_{CCP} は Σ $A_{Net,i}$ の額の割合に応じた額とする。
- 八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の 合計額(DFcm)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所 要自己資本額(Kcm)を算出することを要する。

【算式③を挿入】

DF*は、当該適格中央清算機関に対する商工組合中央金庫の未拠出 の清算基金の額

DF*i は、直接清算参加者 i の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合 計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 (K_{CM}) を計算することを要する。

【算式④を挿入】

IM は、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した当初 証拠金の額 3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用 | 3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用 リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用 リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑤を挿入】

- TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャ 一の額
- DFは、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した清算 基金の額

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る 特例

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例)

第二百八十五条の十四 第百六十一条の三の規定は、マーケット・リ スク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、 同条中「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあって は、第百三十四条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「 前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用 リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額 」と、「当該エクスポージャーの額(EAD をいう。)」とあるの は「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十 パーセント」と読み替えるものとする。

リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用 リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑤を挿入】

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャ ーの額

DFは、当該適格中央清算機関に商工組合中央金庫が拠出した清算 基金の額

(新設)

(新設)

	_
- 34 -	

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、 株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の

部を改正する件(平成二十四年財 務 省告示第三号) 金 融 庁

大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認については、適用日前において も行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日 から生ずるものとする。_	(適用日前における経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認に 係る経過措置) 第九条 新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する経済産業	附 則	改正後
	(新設)	附則	現

附則

び第一 庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件附則に一条を加える改正規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する。 式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二十五条第一項第二号、第百三十三条第三号、第二百五十三条の三第一項及 この告示は、 一百五十三条の四第一項の改正規定並びに第二条中株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第 平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、 第一条中株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、 一項の規定に基づき、 株式会社商工組合中央金 株

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net, 1} + A_{Net, 2}}{\sum_{i} A_{Net, i}} \cdot \frac{N}{N - 2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K^*_{CM}$$

$$K^*_{CM} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if } DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF'(ii) \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases}$$
 (iii)

$$K_{CCP} = \sum_{i} max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_{i} DF_{i}$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = Max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}} ; 0.16\% \right\}$$

36 -

【算式◎】

【算式③】

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_{i} DF^*_{i}} \cdot K^*_{CM}$$

(算式④)

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net, 1} + A_{Net, 2}}{\sum_{i} A_{Net, i}} \cdot \frac{N}{N - 2}\right) \cdot \frac{IM}{\sum_{i} IM_{i}} \cdot K^*_{CM}$$

「算式⑤」

$$Min \left\{ (2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE \right\}$$

3.7